

# 令和4年度東北町スモール牛価格下落緊急対策事業費補助金交付要綱

制定 令和4年12月15日

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の蔓延や飼料価格の高騰により、スモール牛の買い控え・市場価格の下落等が発生し、畜産農家の経営に深刻な影響を及ぼしていることから、畜産農家に対する、経営継続に向けた支援が急務となっている。

このため、こうした影響を克服し、ポストコロナを見据えた経営継続に向けて、令和4年度予算の範囲内において、当該補助対象者に対し、令和4年度東北町スモール牛価格下落緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、東北町補助金等交付規則（平成17年3月東北町規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たす個人又は法人とする。

- (1) 町内に住所を有する者で令和4年に生乳の出荷実績がある者
- (2) 令和5年も畜産業を継続し、生乳を出荷する者。
- (3) 家畜伝染病予防法に基づき、令和4年に定期報告書を上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所に提出している者。
- (4) 飼養衛生管理基準に基づき、飼養衛生管理マニュアルを上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所に提出している者ただし、飼養頭数が1頭のみの小規模飼養者は除く。
- (5) 町に納税義務のある町税等を滞納していない者。

(補助対象期間等)

第3条 補助金の交付対象期間は、令和4年4月1日から11月30日とし、補助金の対象となる経費、補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、様式第1号によるものとする。  
2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 令和4年の生乳の出荷実績を確認する書類
- (2) 補助金振込先通帳の写し
- (3) 補助対象となるスモール牛の出荷頭数を確認する書類
- (4) 同意書(別紙)
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第5条 前条により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 前項において決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件事項を記載した補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金の申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 町長は補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 本事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。
- (2) 本事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに町長に報告し承認を受けること。
- (3) 令和5年も畜産業を継続し、生乳を出荷するとした者がそれに反した場合、交付金の全額を返納すること。ただし、やむを得ない事情がある場合を除く。
- (4) その他、町長が特に必要と認める事項

(補助金の交付方法)

第7条 補助金の交付は、第4条の補助金申請書兼請求書(様式第1号)の提出及び第5条第2項の補助金の交付の決定をもって行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第10条の規定による実績報告は、第4条の補助金申請書兼請求書(様式第1号)の提出をもって実績報告があったものとみなす。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は公布の日から施行。 令和4年12月15日より適用する。